

## 民法改正における遺留分制度の見直しについて

平成30年7月に成立した相続法に関する民法改正のうち、多くの項目について令和元年7月1日が施行日とされています。このうち、遺留分制度の見直しは、これまで遺留分権利者からの減殺請求により物権的效果が生じるとされていたため遺産が共有状態に陥ってしまうとの問題があったところ、今回の改正により遺留分として請求できる権利が金銭債権化され、円滑な財産承継が図れるようになることが期待されています。また、遺留分の計算の基礎となる財産の範囲についても改正が行われます。今回はこれらの遺留分制度の見直しについて解説します。

## 1. 遺留分とは

生活保障や財産形成への貢献を考慮し、被相続人が有していた財産の一部について、兄弟姉妹以外の相続人に対して最低限の取り分を確保する制度です。

遺留分は、「被相続人の財産の価額（注：算定方法は下記4参照）×右表の割合×遺留分権利者の法定相続分」により計算されます。

相続人	遺留分
配偶者・子	1/2
直系尊属	1/3
兄弟姉妹	なし

## 2. 遺留分の金銭債権化に関する改正の概要

- 遺留分減殺請求権の行使によって当然に物権的效果が生ずるとされている現行法の規律を見直し、遺留分に関する権利の行使によって遺留分侵害額に相当する金銭債権が生ずることとされます。
- 遺留分権利者から金銭請求を受けた受遺者又は受贈者が、金銭を直ちには準備できない場合には、受遺者は裁判所に対し金銭債務の全部又は一部の支払につき期限の許与を求めることができることとされます。

## 3. 遺留分の金銭債権化に関する改正の影響

改正前においては遺留分減殺請求権の行使により、遺贈された財産が自動的に受遺者と遺留分権利者の共有状態となり、これに伴い下記のような問題が生じることが考えられます。

✖ 被相続人の財産に不動産がある場合、遺留分の請求により共有状態となり、賃料等の精算が必要となります。

また、共有状態を解消するために共有物の分割訴訟に至る可能性もあります。

✖ 被相続人の財産に自社株式がある場合、議決権の行使ができなくなり、会社の経営に支障をきたす可能性があります。

しかし、今回の改正により遺留分権利者は遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求する権利を有することとなり、遺贈された財産が共有状態に陥ることはなくなります。

## 4. 遺留分侵害額の算定方法の改正の概要

遺留分侵害額の算定方法においては、被相続人の財産の額のみならず、被相続人が行った生前贈与は特別受益として遺留分侵害額の算定基礎に含まれることとされています。改正前においては、判例に基づき実務上は相続人に対する生前贈与はすべて遺留分の基礎財産に含まれることとされていましたが、改正後は原則として相続開始前10年以内のものに限り、その価額（婚姻若しくは養子縁組のため又は生計の資本として受けた贈与の価額に限られます。）を遺留分の算定に含めることとされました。

なお、相続人以外に対する生前贈与については従来どおり相続開始前1年以内のものに限られることとされています。

ただし、いずれの場合も贈与者と受贈者の双方が遺留分権利者に損害を与えることを知って贈与をした場合には、遺留分の算定基礎財産に算入されることとなっています。

被相続人の財産の価額	相続人に対する生前贈与の額 (原則10年以内)	第三者に対する生前贈与の額 (原則1年以内)
債務	遺留分を算定するための財産の価額	

## 5. 施行日

上記の改正は、令和元年7月1日以後に発生した相続について適用されます。したがって、施行日前に相続が発生している場合には、従来どおり遺留分の減殺請求権を行使することとなります。

## 6. 遺留分侵害額請求権の消滅時効

遺留分侵害額請求権は、遺留分権利者が相続及び遺留分の侵害を知った時から1年間又は相続開始の時から10年間行使しないことにより消滅します。

(担当：水品 志麻)